協議第２２号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

一部事務組合等の取扱いは、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	第 13 号	協定項目名	一部事務組合等の取扱い
調 整 方 針	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併するにあたって加入している一部事務組合等については、次のとおりとする。		

1. 合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加入する。

●八日市衛生プラント組合　●中部清掃組合　●東近江行政組合　●布引斎苑組合
●愛知郡広域行政組合　●湖東広域衛生管理組合
●滋賀県市町村交通災害共済組合　●滋賀県市町村職員研修センター　●滋賀県自治会館管理組合

2. 合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退する。

●滋賀県市町村職員退職手当組合
●滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合
●日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置
●愛知川町、愛東町、湖東町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置
●滋賀県町村土地開発公社
●琵琶湖東北部広域市町村圏協議会

3. 合併時に統合再編するよう調整に努める。

●八日市市、永源寺町、五個荘町及び能登川町介護認定審査会（共同設置）
●愛東町介護認定審査会
●湖東町介護認定審査会

●財団法人八日市市コミュニティ振興事業団
●財団法人湖東町生涯教育振興事業団

4. 新市に引き継ぎ、新市の公社として存続するものとする。

●八日市市土地開発公社
●財団法人愛の田園（まち）振興公社

5. 事務の委託については、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託内容により合併の日に締結する。

●八日市市、蒲生町、日野町、永源寺町、五個荘町及び能登川町障害児通園(デイサービス）事業の事務委託に関する規約

協　議　事　項	一部事務組合等の取扱いについて	協定項目No.	13

【一部事務組合、広域行政の現況】

県地域振興局機構		東近江地域振興局			湖東地域振興局		東近江地域振興局		湖東地域振興局	
合併の枠組み		八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会							秦荘町・愛知川町合併研究会	彦根市・豊郷町・多賀町・甲良町合併協議会
広域行政	市町	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	安土町 蒲生町 日野町 竜王町 能登川町	近江八幡市	秦荘町 愛知川町	豊郷町 多賀町 甲良町
八日市衛生プラント組合	し尿、公害測定	○	○	○			○			
中部清掃組合	ごみ処理	○	○	○			○			
東近江行政組合	消防	○	○	○			○	○		
	救急医療	○	○	○			○	○		
布引斎苑組合	火葬場	○	○	○			○			
愛知郡広域行政組合	消防				○	○			○	
	救急医療				○	○			○	
	水道				○	○			○	
	火葬場				○	○			○	
	不燃ごみ				○	○			○	
湖東広域衛生管理組合	可燃ごみ処理、し尿				○	○			○	○
	心身障害児通園事業				○	○			○	○
滋賀県市町村交通災害共済組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県市町村職員研修センター		○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県自治会館管理組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県市町村職員退職手当組合			○	○	○	○	○		○	○
滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合			○	○	○	○	○		○	○
神崎・蒲生郡社会教育主事共同設置			○	○			○			
愛知・犬上郡社会教育主事共同設置					○	○			○	○
滋賀県町村土地開発公社			○	○	○	○	○		○	○
琵琶湖北東部広域市町村圏協議会					○	○			○	○
八日市市・神崎郡介護認定審査会		○	○	○			○ 能登川町			
障害児通園事業事務委託		○	○	○			○ 竜王町・安土町除く			

【先進地事例】

さいたま市　平成１３年５月１日
埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。
埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。
埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。

西東京市　平成１３年１月２１日
(1) 一部事務組合については、2 市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
(2) 協議会については、2 市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当協議会に加入する。

篠山市　平成１１年４月１日
(1) 一部事務組合等については、4 町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
(2) 事務の委託については、4 町は、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2 町は、合併の日の前日をもって規約を廃する。

あきる野市　平成７年９月１日
(1) 一部事務組合等については、2市町は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。
(2) 協議会については、2市町の合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
(3) 五日市町土地開発公社については、その所有する土地を秋川市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。秋川市土地開発公社については、新市において、あきる野市土地開発公社として存続するものとする。
(4) 株式会社秋川市総合開発公社については、現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。
(5) 戸倉財産区管理会については、新市において現行のまま存続するものとする。
(6) 事務の委託については、2市町は合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。

協　議　事　項	一部事務組合等の取扱いについて	協定項目No.	13

一部事務組合の取扱いに関する関係法令の抜粋

○市町村の合併の特例に関する法律

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2　市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。　(平14法4・追加)

○地方自治法

(協議会の設置)

第252条の2　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

3　第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(機関等の共同設置)

第252条の7　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は、第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2　前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

(事務の委託)

第252条の14　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2　前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

(組合の種類及び設置)

第284条　地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2　普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条　一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条　第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。